

災害時におけるバス利用
に関する協定書

狛 江 市

株式会社 ベストワーク旅行事業部

災害時におけるバス利用に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ベストワーク旅行事業部（以下「乙」という。）は、災害時にバスを利用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、避難者の避難所への輸送及び避難施設としてバスを利用することにより、災害時の対策を迅速に行い、市民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において対策の必要があると判断したときは、乙に対して次の協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙が手配するバスにより避難者を甲が指定する避難所に輸送すること。
- (2) 乙が手配するバスを市が指定する場所に避難施設として提供すること。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の協力要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由がない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（要請手続等）

第5条 甲は、乙に協力を要請するときは、災害対策協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 乙は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を講じて、第3条に規定する協力を実施する。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、災害時の協力要請の連絡が円滑にできるように連絡責任者をあらかじめ定め、文書により相互に通知するものとする。

2 連絡責任者は、連絡体制、連絡方法等を確認しておかなければならない。

（災害時の情報提供）

第7条 災害時の協力を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(報告)

第8条 乙は、第5条第2項に規定する協力を実施したときは、当該協力の終了後速やかに災害対策協力報告書(第2号様式)により甲へ報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 甲の協力要請により発生した乙の経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の算定は、要請の直前における適正価格を基準として、前条に規定する報告に基づき、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の支払)

第10条 甲は、乙から請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(有効の期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に関し、疑義が生じた場合、又はこの協定に定めがない事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月22日

甲 狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 松原 俊雄



乙 調布市国領町三丁目3番20号
よろずやビル202号
株式会社ベストワーク
取締役旅行事業部長